

令和7年度 台湾市場向けプロモーション活動業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度 台湾市場向けプロモーション活動業務

2 目的

台湾市場を対象に、台湾マーケットにおいて個人旅行に訴求する効果的なWEB/SNS媒体を選定し、プロモーションを展開することにより埼玉県（以下「県」という。）への観光客誘致を図る。

3 委託期間

契約日から令和8年3月19日(木)まで

4 委託業務概要

- (1) WEB/SNS媒体を活用したデジタルプロモーションの実施
- (2) その他独自提案

5 業務の内容

以下の業務について、埼玉県を訪問する台湾観光客の特徴および対象となる埼玉県外国人観光客誘致推進協議会（以下「協議会」という。）会員自治体（別表1）の特徴を踏まえ、実施すること。

(1) WEB/SNS媒体を活用したデジタルプロモーションの実施

以下の通り、「旅マエ」におけるアプローチにより協議会会員自治体を周遊することを目的とし、デジタルプロモーションを実施すること。

ア 関東地区に訪日旅行を計画している「旅行見込み客」に訴求する効果的な台湾のWEB媒体に特集ページを作成し、全協議会会員自治体の観光情報の掲載をすること。

イ 特集ページには主にモデルコースを掲載することとし、少なくとも協議会会員自治体の半数以上の観光コンテンツをモデルコースに組み込んだ周遊を促進する内容とすること。

ウ 特集ページは、文章や画像等を中国語（繁体字）で作成し、日本語に翻訳したものを確認用として用意すること。また、デザイン・内容については協議会と協議のうえ決定することとし、これらは掲載や投稿をする前に、協議会及び関係する協議会会員自治体の確認を得ること。

エ モデルコースに組み込む観光コンテンツについて、現地取材を行う場合は、受託者が協議会会員自治体と調整した上で決定することとし、素材の提供を受ける場合も同様とする。なお、取材に係る費用はすべて見積額に含め、取材先へのアポイントメント等は受託者が実施すること。

オ アにて作成した特集ページについてメディアまたはインフルエンサー等を活用したSNSによる観光情報の発信をすること。

ウ その他、定められた予算の範囲内において、特集ページの閲覧数増加に向け、魅力的かつ効果的にプロモーションをする手法があれば提案し協議会と協議の上、実施すること。

(2) その他独自提案

- (1) の他、協議会員の魅力発信や県内周遊等に資する独自の提案がある場合は記載すること。

6 K P I 設定

5 (1) 及び (2) について、それぞれ達成可能と思われる目標値を設定すること。K P I は定量的に計測可能な項目とすること。

7 活動報告

- (1) 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、年間制作スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。
- (2) 協会と受託者とで、業務の進捗毎に報告会を実施すること。
- (3) WEB 会議を実施する場合は、会議環境は受託者が提供すること。
- (4) 報告会が実施できない場合は、協会と受託者とで別途協議すること。

8 事業実施報告書の作成及び提出

事業の完了にあたっては、協議会に対して実施状況の報告書を作成し提出するとともに、報告会を実施すること。なお、報告に際しては、次の事項に留意すること。

- (1) プロモーション事業実施内容の詳細
- (2) 投稿記事等の掲載
- (3) 事業効果 (P V 数、リーチ数、エンゲージメント数等)
- (4) 投稿結果を踏まえた総合的な分析と施策提言

9 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守するとともに、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこと。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

- (8) 本件受託の履行に伴い発生する成果物（レポート）等に対する著作権、肖像権等は原則として全て連携自治体に帰属する。
- (9) 投稿記事及び画像については、事業実施時点で協議会員である自治体の事業や広報活動で使用する場合において受託者及び投稿者本人の許可なく利用できるものとし、協議会員である自治体が成果物を使用する際に、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

(別表1) 協議会会員一覧

